

2018年6月19日 全9頁

法律・制度 Monthly Review 2018.5

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、国債の決済期間がT+1に短縮されたこと（1日）、生産性向上特別措置法が成立したこと（16日）、EUの一般データ保護規則（GDPR）の適用が開始したこと（25日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○5月の法律・制度レポート一覧	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	2
○6月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
フェア・ディスクロージャー・ルール細則 取引関係者とは	6
○レポート要約集	7
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	9
○5月のウェブ掲載コンテンツ	9

◇5月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
16日	法律・制度 Monthly Review 2018.4 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	7
18日	フェア・ディスクロージャー・ルール細則 「重要情報」とは ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	9
	フェア・ディスクロージャー・ルール細則 取引関係者とは ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	9
	フェア・ディスクロージャー・ルール細則 公表と公表方法について ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	6

◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇確定拠出年金法の平成28年改正について、下記の改正が施行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型への企業拠出が可能（小規模事業主掛金納付制度） ・企業年金制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充 ・企業型について事業者の加入者に対する継続投資教育が努力義務化 ・運用商品提供数の上限が設定 <p>◇国債の決済期間が、従来のT+2（約定日の2営業日後に決済）からT+1（約定日の1営業日後に決済）に短縮（約定分）。</p>
3日	<p>◇BIS 決済・市場インフラ委員会および証券監督者国際機構（IOSCO）、報告書『『金融市場インフラのための原則（PFMI）』の実施状況に関するモニタリング（CCPの再建計画、財務リソースのカバレッジ、流動性ストレステストに関するレベル3フォローアップ評価）』を公表。</p>
8日	<p>◇金融庁の企業会計審議会監査部会、「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表（意見提出期限は6月6日まで）。監査報告書において「監査上の主要な検討事項」の記載を求めることを提案。</p>
9日	<p>◇金融庁、「金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて」を公表。店舗の休日規定、書面交付義務及びディスクロージャー誌の縦覧等について規制緩和を行うもの。</p>
10日	<p>◇英国財務報告評議会（FRC）、「監査文化に関するテーマ別レビュー」を公表。</p> <p>◇IOSCO、年次総会を開催。分科会では、個人投資家への適切でない金融商品販売、フィンテック及びデジタル化の進展に伴う諸課題や中小企業による資本市場を介した資金調達等について議論される。</p>
11日	<p>◇確定拠出年金運営管理機関に関する命令、事務ガイドライン（金融会社関係）等の一部改正案について意見募集（6月9日まで）。同機関のいわゆる営業職員による運用関連業務の禁止（いわゆる兼務規制）の緩和等を行う内容。</p> <p>◇経済産業省、「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」第1回会合を開催。</p>
12日	<p>◇総務省及び経済産業省、「『情報銀行』の認定に係る指針 ver1.0（案）」に対する意見募集を開始（5月31日まで）。</p>

14日	<p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」を公表。</p> <p>◇バーゼル委及びIOSCO、「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」を公表。</p>
15日	◇総務省、情報信託機能活用促進事業に係る提案の公募を開始（6月14日まで）。
16日	<p>◇「生産性向上特別措置法」が成立（23日公布、6月6日施行）。実証実験のため規制を緩和するいわゆる「規制のサンドボックス」制度や、データ共有・連携に使用する設備等への投資を減税するIoT税制（コネクテッド・インダストリーズ税制）を創設。</p> <p>◇産業競争力強化法等の一部改正法が成立（23日公布）。事業再編に関する見直し（自社株式を対価とするTOBのための株式発行等の特例等）や、事業承継に関する見直し（認定経営革新等支援機関による認定の更新制の導入等）等が盛り込まれる。原則として公布日から6ヵ月以内に施行。</p> <p>◇米国証券取引委員会（SEC）の投資家教育支援局、ICOに対する投資家教育のための偽のICOウェブサイト「HoweyCoins.com」を開設。</p>
17日	◇日本証券業協会（日証協）、「持投資口制度に関するガイドライン」を制定し、「持株制度に関するガイドライン」を改訂。
18日	<p>◇商法及び国際海上物品運送法の一部改正法が成立（公布は25日）。航空運送・複合運送に関する規定の新設や商法を現代語化する内容。原則として公布日から1年以内に施行。</p> <p>◇財務省、仮想通貨の売買、交換、移転、配当金の受領等を仮想通貨で行った場合の外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく報告義務について周知。仮想通貨を用いて、日本と外国との間又は居住者と非居住者との間で3,000万円相当額を超える支払又は支払の受領をした場合、法定通貨による場合と同様に財務大臣への報告が必要になるとしている。</p> <p>◇経産省のコーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期）、中間整理を公表。CGSガイドラインの見直しも含めた今後の対応の方向性について取りまとめ。</p> <p>◇経産省、企業と投資家との間の開示・対話に関する「4つの視点」と「4つのアクション」のとりまとめを公表。</p>
21日	◇確定拠出年金法施行規則等の一部改正案について意見募集が開始（意見提出期限は6月19日まで）。企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関に対して、個人型DCと同様に、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧をインターネット上で公表することを義務付ける等の内容。2019年7月1日からの施行を提案している。
23日	◇総務省、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の第1回会合を開催。
24日	◇米国トランプ大統領、「経済成長、規制緩和、消費者保護法（Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act）」に署名。厳格な規制や監督の対象となる「強化健全性基準」が適用される銀行持株会社の基準の引上げや、ボルカー・ルールの適用免除等、中小金融機関へのドッド・フランク法の規制を緩和する内容。
25日	<p>◇EUの一般データ保護規則（GDPR）適用開始。</p> <p>◇総務省の「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」、中間報告を公表。マイナンバー、電子証明書の海外継続利用や、ライフスタイルの変化に対応した住民基本台帳制度の見直しなどを提案。</p> <p>◇総務省の地方財政審議会、「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」を公表。偏在度が大きい地方法人課税における偏在是正の新たな方策について、平成31年度税制改正に向けて検討することが必要等としている。</p>
28日	<p>◇日証協、東京証券取引所及び日本証券クリアリング機構、株式等の決済期間短縮化（T+2化）の実施予定日を2019年7月16日（約定分）とする旨公表。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告公開草案第55号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」及び実務対応報告公開草案第56号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」を公表（コメント提出期限は7月30日まで）。</p>

29日	◇消費税法基本通達が一部改正。平成30年度税制改正対応。
30日	◇金融庁、「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等を公布（施行は6月1日から）。電子決済等代行業者への登録制の導入等。 ◇国税庁、法人税基本通達等の一部改正。「収益認識に関する会計基準」の導入に伴う平成30年度税制改正に対応するもの。 ◇日証協、「国民の資産形成支援のための消費者志向宣言」を公表。
31日	◇金融庁、「FinTech実証実験ハブ」の支援決定案件を公表。

◇6月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	6月1日	◇平成29年銀行法等改正法（電子決済等代行業関係）が施行。 ◇改訂コーポレートガバナンス・コードの実施。
	6月6日	◇生産性向上特別措置法が施行。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。 ◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。
2019年 (H31)	1月1日	◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。 ◇（2019年1月1日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。 ◇e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。 ◇IFRS16号「リース」発効。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。 ◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。
	7月1日	◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け（予定）。
	7月16日	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法（債権法）が施行。

2021 年	1 月 1 日	◇IFRS17 号「保険契約」発効。
	3 月 31 日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村 HD への TLAC 規制導入（リスクアセット比 16%、レバレッジ比率分母比 6%）。
	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。 ◇（2021 年 4 月 1 日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12 月 31 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022 年	3 月 31 日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は 2027 年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3 メガバンク）への TLAC 規制の比率引き上げ（リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%）。
2023 年	10 月 1 日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024 年	3 月 31 日	◇野村 HD への TLAC 規制の比率引き上げ（リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%）。
2027 年	3 月 31 日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、5 月 31 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として 3 月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

◇今月のトピック

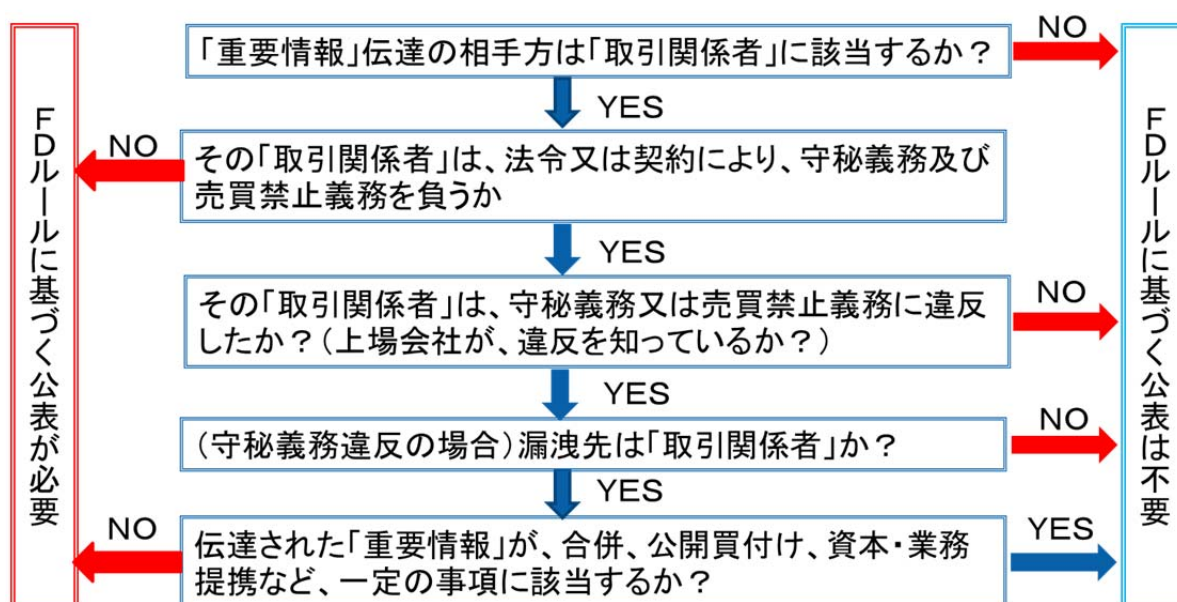
フェア・ディスクロージャー・ルール細則 取引関係者とは

～2017 年金商法改正関連シリーズ～

2018 年 5 月 18 日 横山 淳

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180518_020097.html

図表 フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく公表と守秘義務等の関係（概略）



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【16日】

法律・制度 Monthly Review 2018.4

～法律・制度の新しい動き～

4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、フェア・ディスクロージャー・ルールが導入されたこと（1日）、事業承継税制の特例制度の適用申請が開始したこと（1日）、国際観光旅客税法が成立したこと（11日）、IFRS9号「金融商品」を織り込んだ改正「修正国際基準」（JMIS）が公表されたこと（11日）、TLACに係る枠組み整備の方針が改訂されたこと（13日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180516_020087.html

【18日】

フェア・ディスクロージャー・ルール細則

「重要情報」とは

～2017年金商法改正関連シリーズ～

2018年4月1日からフェア・ディスクロージャー・ルールが施行されている。

フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる「重要情報」の範囲については、金融商品取引法上、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」とだけ定められており、細則を定める政省令でもその具体的な基準は定められていない。

ただ、2018年2月に公表されたガイドラインの中で、①「確定的な情報」、かつ、②「有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性」がある場合に、重要情報に該当するとの金融庁の見解が示されている。

ガイドラインでは、上場会社が、重要情報として、最低限、管理すべき情報として、「インサイダー取引規制の対象となる情報」及び「決算情報であって、有価証券の価額に重要な影響を与える情報」が掲げられている。逆に、「中長期的な企業戦略・計画等」や「既に公表した情報の詳細な内訳や、補足説明、公表済の業績予想の前提となった経済の動向の見込み」は、例外はあるものの、原則として重要情報には該当しない、との見解も示されている。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180518_020095.html

フェア・ディスクロージャー・ルール細則

取引関係者とは

～2017年金商法改正関連シリーズ～

2018年4月1日からフェア・ディスクロージャー・ルールが施行されている。

フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく公表義務は、重要情報の伝達相手が「取引関係者」である場合に発生する。「取引関係者」とは、具体的には、①「有価証券に係る売買や財務内容等の分析結果を第三者へ提供することを業として行う者」（金融商品取引業者、登録金

融機関など)、又は、②「発行者から得られる情報に基づいて発行者の有価証券を売買することが想定される者」(株主など)である。

なお、重要情報の伝達相手が「取引関係者」に該当する者であっても、その者が、法令又は契約により守秘義務契約等を負っている場合には、原則、フェア・ディスクロージャー・ルール
の適用が除外される。典型的には、証券会社の投資銀行業務を行う部門との間で組織再編や資金調達等の相談をするために重要情報を伝達する場合などが、これに当てはまる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180518_020097.html

フェア・ディスクロージャー・ルール細則 公表と公表方法について

～2017年金商法改正関連シリーズ～

2018年4月1日からフェア・ディスクロージャー・ルールが施行されている。

フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく重要情報の公表は、原則として、伝達と同時に行う必要がある。ただし、重要情報に該当することを知らずに伝達してしまった場合などは、(同時ではなく)速やかに公表することが求められる。

公表方法としては、インサイダー取引規制上の公表方法(適時開示など)に加え、自社ウェブサイト
に重要情報を掲載することも認められている。ただし、自社ウェブサイトを通じた公表は、①掲載された重要情報が集約されていること、かつ、②掲載した時から少なくとも1年以上投資者が無償でかつ容易に重要情報を閲覧することができるようにされていることが要件とされている。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180518_020098.html

◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経 CNBC「朝エクスプレス」 (5月25日)	副業の解禁について	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (5月27日付49面)	上場株式等の相続税評価について コメント	吉井 一洋
Disclosure&IR (5月号)	2017年3月期以降の有価証券報告書での 「ビジネスモデル」の開示の実態	吉井 一洋
しんくみ (5月号)	国内基準行に関連するバーゼルⅢ改正の ポイント	金本 悠希

◇5月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
5月10日 掲載	コラム：非財務情報を監査法人はどうチェックする？ https://www.dir.co.jp/report/column/20180510_010042.html	吉井 一洋